

砥 部 町 議 会
令 和 2 年 第 5 回 臨 時 会
会 議 録

令和2年第5回砥部町議会臨時会 会議録

| | | | |
|--|---|--|---|
| 招集年月日 | 令和2年11月20日 | | |
| 招集場所 | 砥部町議会議事堂 | | |
| 開 会 | 令和2年11月20日 午前9時30分 議長宣告 | | |
| 出席議員 | 1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志 | 2 番 佐々木公博 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男 | 3 番 原田公夫 7 番 森永茂男 10 番 面岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好 |
| 欠席議員 | なし | | |
| 地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名 | 町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 子育て支援課長 田邊敏之 | 副町長 上田文雄 総務課長 岡田洋志 商工観光課長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 堀 潤一郎 局長補佐 楠 耕一 | | |
| 会議録署名 議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 10 番 面岡利昌 12 番 山口元之 | | |
| 傍 聴 者 | 1 人 | | |

令和2年第5回砥部町議会臨時会 議事日程

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第4号 専決処分第6号の承認について
(砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例)

日程第5 報告第10号 専決処分第5号の報告について
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第6 議案第47号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第48号 令和2年度砥部町一般会計補正予算(第6号)

・閉 会

令和2年第5回砥部町議会臨時会

令和2年11月20日（金）

午前9時30分開会

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、令和2年第5回砥部町議会臨時会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 本日は、公私ご多忙のところ、令和2年第5回臨時会にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。先の日曜日、砥部小学校を主会場に総合防災訓練を実施いたしました。今回は、避難所という3密になりやすい空間での開設・運営を想定し、フェイスシールド、使い捨て手袋の着用、マニュアルに基づく手順の確認など、感染症対策について、地域住民及び民間協力団体との連携を深めるとともに、本部運営訓練では、広田支所とのオンライン会議を行うなど、時代に応じた新たな取り組みを実施いたしました。今月に入り、新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、本県においても愛媛FCの選手をはじめ、連日のように感染事例が報告をされております。今、この状況で南海トラフ大地震が発生した場合どう対応するか、改めて住民一人ひとりが気を引き締めなければならない、本町におきましても、万全を期してまいりたいと考えております。さて、本日は、専決処分に係る承認及び報告、職員の給与に関する条例等の一部改正、新型コロナウイルス感染症対策関連経費を含む一般会計補正予算の4件をご提案させていただいております。この後、詳細にご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番西岡利昌君、12番山口元之君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る11月13日開催の議会運営委員会において、本日1日としております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より9月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、委員会の委員派遣についてご報告します。総務常任委員会が、10月12日から14日まで、兵庫県佐用町及び鳥取県庁においてドローンを利用した防災対策について、産業建設常任委員会が、10月25日から27日まで、山梨県北杜市において、畑地帯総合整備事業について、厚生文教常任委員会が、11月5日から7日まで、京都府京都市において、オンライン学習について、滋賀県彦根市において、高齢者の在宅医療について、視察研修を行った旨の報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前9時35分 休憩

午前10時25分 再開

日程第4 承認第4号 専決処分第6号の承認について
(砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第4、承認第4号、専決処分第6号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋桂） それでは承認第4号について説明します。承認第4号をお手元の方をお願いいたします。承認第4号、専決処分第6号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和2年11月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第6号、専決処分書でございますが、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が令和2年10月1日に施行されることに伴いまして、引用している条項の条ずれを改めるため、砥部町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。それでは、次の新旧対照表を説明させていただきます。専決第6号資料、新旧対照表をご覧ください。現行では、第2条の課税免除の要件等の中段の赤字部分、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団

体等を定める省令とあり、この引用している省令の題名の中の法律の条ずれによりまして、改正案で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令とするものでございます。それでは専決処分書にお戻りください。附則でございますが、施行期日について、この条例は令和2年10月1日から施行するとします。以上で説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
採決を行います。本案は、承認することに賛成の方はご起立願います。
[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。
よって承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第5 報告第10号 専決処分第5号の報告について
(公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

(報告、質疑)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5、報告第10号、専決処分第5号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） それでは、報告第10号をお手元をお願いします。専決処分第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和2年11月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは別紙の専決処分書をご覧ください。公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和2年9月16日付で専決処分したものでございます。相手方は記載のとおりです。損害賠償額は、12万9,800円です。事故の概要は、令和2年7月23日午後2時頃、山村留学センターの行事のため、公用車で県道256号線を佐田岬灯台駐車場に向けて進行中、西宇和郡伊方町正野2346番地先の道路で前方から来た車両と離合中、ハンドル操作を誤り左側に停車していた相手側車両の右前輪フェンダーと公用車の左後輪フェンダーを接触させた物損事故です。和解の内容は令和2年9月15日、本件事故における過失割合を相手方と協議した結果、相手側に過失はなく、本町の過失割合を10割と認め、損害額の全額を町が負担することで合意いたしました。今回の事故は安全確認が不十分であったことによるもので、今後はこのような交通事故を起こさないよう安全確認を徹底するとともに、慎重な運転に心がけてまいります。以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
以上で、報告第 10 号を終わります。

~~~~~

日程第 6 議案第 47 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 6、議案第 47 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、議案第 47 号についてご説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 11 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、今回の改正におきましては、第 1 条、第 2 条で砥部町職員の給与に関する条例、第 3 条、第 4 条で砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 5 条、第 6 条で砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例をそれぞれ改正しています。議案書の裏面をご覧ください。提案理由でございます。令和 2 年 10 月 7 日、人事院勧告並びに令和 2 年 10 月 26 日の愛媛県人事委員会勧告に従い、職員の期末手当の額を減額する措置を講ずる必要があるため提案するものでございます。それでは、議案第 47 号資料をお願いいたします。まず、資料 1 でございます。左側、改正案をご覧ください。第 1 条改正といたしまして、砥部町職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項において、12 月期の支給割合を 0.05 引き下げ 100 分の 125 に、第 3 項では再任用職員の読み替え規定を改正しています。次に、議案第 47 号資料 2 をご覧ください。第 2 条改正といたしまして、第 19 条第 2 項を令和 3 年度以降の期末手当の支給割合を 100 分の 127.5 に、第 3 項では再任用職員の読み替え規定を改正しています。次に、議案第 47 号資料 3 をご覧ください。議員の期末手当でございます。第 3 条改正として、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 6 条で、12 月期の支給割合を 0.05 月引き下げ、100 分の 165 に改正しています。次に、資料 4 をご覧ください。第 4 条改正といたしまして、第 6 条を令和 3 年度以降の期末手当の支給割合を 100 分の 167.5 に改正しています。次に、議案第 47 号資料 5 をご覧ください。特別職の期末手当でございます。第 5 条改正といたしまして、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第 4 条を 12 月期の支給割合を 0.05 引き下げ、100 分の 165 に改正しています。資料 6 をご覧ください。第 6 条改正といたしまして、第 4 条で令和 3 年度以降の期末手当の支給割合を 100 分の 167.5 に改正をしております。議案書にお戻りください。裏面 2 ページをお願いします。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。



[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 48 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 7、議案第 48 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 48 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号。令和 2 年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第 1 条。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,756 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113 億 9,117 万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 2 年 11 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。2 款総務費 1 項総務管理費関係でございます。1,563 万 8 千円追加し、31 億 7,054 万 3 千円といたしました。避難所などとして、開設を想定している集会所において、新型コロナウイルス感染症対策として、トイレの洋式化や空調設備の高度化などの整備に対しまして、1 集会所あたり 100 万円を限度とした集会所感染防止対策支援事業費補助金 1,544 万 2 千円を追加しております。3 款民生費 2 項児童福祉費関係でございます。1,103 万 2 千円追加し、12 億 5,329 万 5 千円といたしました。新型コロナ影響下で、妊娠、出産を経た子育て世帯を支援するため、新生児 1 人につき、10 万円を給付する関係経費でございます。7 款 1 項商工費でございます。7,089 万 4 千円追加し、4 億 4,664 万円といたしました。第 2 弾のプレミアム商品券事業を実施するための関係経費 4,589 万 4 千円を追加、また町独自の町内事業者を支援するための新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定補助金 2,500 万円を追加しております。こちらのほうにつきましては、不足が見込まれるための追加でございます。次に歳入でございます。2 ページをお願いいたします。10 款地方交付税 8,500 万円、15 款県支出金 771 万 8 千円、19 款繰越金 484 万 6 千円を追加しております。以上で補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、慎重にご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。ご議決いただきました案件につきましては、迅速かつ適正に執行し、住民福祉の向上に努めてまいりたいと思いをますので、ご支援賜りますようお願いを申し上げます。年末年始にかけ、公私ともにお忙しくなると思いをますが、冬場になり、新型コロナウイルス感染症とともにインフルエンザの流行も懸念されております。議員の皆様におかれましても、改めて感染リスクを下げる生活様式を徹底していただき、引き続き町政の進展にご尽力いただきますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、令和2年第5回砥部町議会臨時会を閉会します。

午前10時43分 閉会

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員